　　　東近江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の人員、設備、運営及び費用に関する基準を定める要綱

東近江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の人員、設備、運営及び費用に関する基準を定める要綱（平成２９年東近江市告示第８１号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　サービスの基準

第１節　訪問介護相当サービス（第５条）

第２節　介護予防生活支援サービス（第６条―第９条）

第３節　介護予防通所サービス（第１０条―第１５条）

第４節　ケアマネジメントＡ（第１６条）

第３章　費用の額及び利用者負担に関する基準（第１７条―第２０条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、東近江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２９年東近江市告示第８０号。以下「実施要綱」という。）に規定する第１号事業を指定事業者が実施する際に遵守すべき基準、当該事業に要する費用等について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法、省令、政令及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

２　この要綱において「指定第１号事業」とは、指定事業者が行う第１号事業をいう。

（指定第１号事業の種別）

第３条　市長は、指定第１号事業として以下の各号に掲げる事業を行う。

(1) 訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(2) 介護予防生活支援サービス（旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）

(3) 介護予防通所サービス（旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）

(4) ケアマネジメントＡ（指定第１号事業を行う場合に利用する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）

（指定第１号事業者の資格）

第４条　指定第１号事業を行う者は、法人とする。

２　前項の法人又はその役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

第２章　サービスの基準

第１節　訪問介護相当サービス

（訪問介護相当サービスに関する基準）

第５条　訪問介護相当サービスに係る基準は、省令第１４０条の６３の６第１号イに規定する旧介護予防訪問介護の規定の例による基準とする。

第２節　介護予防生活支援サービス

（介護予防生活支援サービスの基本方針）

第６条　介護予防生活支援サービスは、利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる支援を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（介護予防生活支援サービスの生活支援員）

第７条　介護予防生活支援サービスを行う者（以下「介護予防生活支援サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護予防生活支援サービス事業所」という。）ごとに置くべき生活支援員の員数は、サービス提供を行うために必要な数とする。

２　生活支援員は、市の定める研修を修了したものでなければならない。

（管理者）

第８条　介護予防生活支援サービス事業者は、介護予防生活支援サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防生活支援サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防生活支援サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

２　前項の規定にかかわらず、介護予防生活支援サービス事業者の１週間当たりの営業時間が３２時間を下回る場合は、介護予防生活支援サービス事業者は、営業時間帯を通じて勤務する管理者を配置するものとする。

（介護予防生活支援サービスに関する基準）

第９条　介護予防生活支援サービスの設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令第１４０条の６３の６第１号イに規定する旧介護予防訪問介護の規定の例による基準とする。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第５条中「訪問介護員」とあるのは「生活支援員」と、「サービス提供責任者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

第３節　介護予防通所サービス

（介護予防通所サービスの基本方針）

第１０条　介護予防通所サービスは、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（介護職員の員数）

第１１条　介護予防通所サービスを行う者（以下「介護予防通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護予防通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき介護職員の員数は、介護予防通所サービスの単位ごとに、当該介護予防通所サービスを提供している時間帯に専ら当該サービスの提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数を、当該介護予防通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が１５名以上の場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

２　介護予防通所サービス事業者は、前項の介護職員を常時１人以上介護予防通所サービスに従事させなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

４　介護予防通所サービスの単位とは、介護予防通所サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

５　第１項の介護職員のうち１人以上は、常勤又は営業時間帯を通じて勤務するものでなければならない。

（管理者）

第１２条　介護予防通所サービス事業者は、当該指定に係る介護予防通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務等に従事することができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、介護予防通所サービス事業者の１週間当たりの営業時間が３２時間を下回る場合は、介護予防通所サービス事業者は営業時間帯を通じて勤務する管理者を配置するものとする。

（設備に関する基準）

第１３条　介護予防通所サービス事業所は、介護予防通所サービスの提供に必要な広さの部屋、消化設備その他非常災害に際して必要な設備及び介護予防通所サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない

２　前項の介護予防通所サービスの提供に必要な広さの部屋の面積は、２平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

３　第１項に規定する設備は、専ら当該介護予防通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（介護予防通所サービスの運営等に関する基準）

第１４条　介護予防通所サービスの運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令第１４０条の６３の６第１号イに規定する旧介護予防通所介護の規定の例による基準とする。

（旧介護予防通所介護の基準を満たす場合の特例）

第１５条　第１０条から前条までの規定にかかわらず、介護予防通所サービス事業者が省令第１４０条の６３の６第１号イに規定する旧介護予防通所介護の規定の例に定める基準を満たす場合には、介護予防通所サービスに関する基準は当該規定の例によるものとする。

第４節　ケアマネジメントＡ

（ケアマネジメントＡに関する基準）

第１６条　実施要綱第４条における第１号事業のうち、ケアマネジメントＡに関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）に規定する介護予防支援に係る規定の例による基準に相当する基準とする。

第３章　費用の額及び利用者負担に関する基準

（訪問介護相当サービスに要する費用の額及び利用者負担）

第１７条　訪問介護相当サービスに要する費用の額は、厚生労働大臣が定める１単位単価（平成２７年厚生労働省告示第９３号。以下「単価告示」という。）に掲げる東近江市の地域区分に別表１に定める単位を乗じたものとする。

２　訪問介護相当サービスの利用者負担は、定率とする。

（介護予防生活支援サービスに要する費用の額及び利用者負担）

第１８条　介護予防生活支援サービスに要する費用の額は、１０円に別表２に定める単位を乗じたものとする。

２　介護予防生活支援サービスの利用者負担は定額とし、その負担すべき額は別表２に定めるとおりとする。

（介護予防通所サービスに要する費用の額）

第１９条　介護予防通所サービスに要する費用の額は、単価告示に掲げる東近江市の地域区分に別表３に定める単位を乗じたものとする。

２　介護予防通所サービスの利用者負担は定率とする。

（ケアマネジメントＡに要する費用の額）

第２０条　ケアマネジメントＡに要する費用の額は、単価告示に掲げる東近江市の地域区分に省令第１４０条の６３の２第１号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の別表に定める額を乗じたものとする。

附　則

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

別表１（第１７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス名称及び概要 | 単位数 | 対象者 |
| (1) 訪問介護員による入浴、排泄、食事等の介助である身体介護及び掃除、洗濯等の生活援助を行う場合 | | |
| ア　訪問型サービス費Ⅰ  週１回程度の訪問  注　(1)エ及びキ並びに(2)を組み合わせて月の単位数が右に掲げる単位数を超える場合のみ | １月につき  １，１６８単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |
| イ　訪問型サービス費Ⅱ  週２回程度の訪問  注　(1)オ及びキ並びに(2)を組み合わせて月の単位数が右に掲げる単位数を超える場合のみ | １月につき  ２，３３５単位 |
| ウ　訪問型サービス費Ⅲ  週２回を超える程度の訪問  注　(1)カ及びキ並びに(2)を組み合わせて月の単位数が右に掲げる単位数を超える場合のみ | １月につき  ３，７０４単位 | 要支援２ |
| エ　訪問型サービス費Ⅳ  週１回程度の訪問 | １回につき  ２６６単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |
| オ　訪問型サービス費Ⅴ  週２回程度の訪問 | １回につき  ２７０単位 |
| カ　訪問型サービス費Ⅵ  週２回を超える程度の訪問 | １回につき  ２８５単位 | 要支援２ |
| キ　訪問型短時間サービス費  ２０分未満の訪問 | １回につき  １６５単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |
| (2) 訪問介護員による掃除、洗濯等の生活援助のみを行う場合 | | |
| ア　訪問型サービス費Ⅳ  週１回程度の訪問 | １回につき  １８１単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |
| イ　訪問型サービス費Ⅴ  週２回程度の訪問 |
| ウ　訪問型サービス費Ⅵ  週２回を超える程度の訪問 | 要支援２ |
| エ　訪問型短時間サービス費  ２０分未満の訪問 | １回につき  １６５単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |

　備考

　　１　この表に定めるもののほか、省令第１４０条の６３の２第１号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の別表に定める額に準じ定めるものとする。

　　２　この表における身体介護と生活援助の区分については、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成１２年３月１７日　老計第１０号）に基づき定めるものとする。

別表２（第１８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス名称及び概要 | 単価及び支給費 | 対象者 |
| ア　介護予防生活支援サービス  生活支援員による掃除、洗濯等の生活援助 | １回につき  １５０単位  利用者負担の額  ３００円 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |
| イ　介護予防生活支援サービス短時間  ３０分未満の生活支援員による掃除、洗濯等の生活援助 | １回につき  １００単位  利用者負担の額  ２００円 |
| ウ　初回加算  介護予防生活支援サービス事業所において新規に介護予防生活支援サービス計画を作成した利用者に対して、生活支援員が初回の介護予防生活支援サービスを行った場合又は初回の介護予防生活支援サービスを行った日の属する月に介護予防生活支援サービスを行った場合 | １月につき  ２００単位  利用者負担の額  ２００円 |

別表３（第１９条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス名称及び概要 | | 単価及び支給費 | 対象者 |
| (1) ５時間以上連続して介護予防通所サービスを提供する場合 | | | |
| ア　介護予防通所サービス費 | | １回につき  ２６２単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |
| イ　中山間地域等提供加算 | | １回につき  １３単位 |
| ウ　若年性認知症利用者受入加算 | | １月につき  ２４０単位 |
| エ　生活機能向上グループ加算 | | １月につき  １００単位 |
| オ　運動機能向上加算 | | １月につき  ２２５単位 |
| カ　栄養改善加算 | | １月につき  １５０単位 |
| キ　口腔機能向上加算 | | １月につき  １５０単位 |
| ク　事業所評価加算 | | １月につき  １２０単位 |
| ケ　サービス提供体制強化加算 | | － | |
|  | (ｱ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ | １月につき  ７２単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき  １４４単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| (ｲ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ | １月につき  ４８単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき  ９６単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| (ｳ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | １月につき  ２４単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき  ４８単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| コ　介護職員処遇改善加算 | | － | |
|  | (ｱ) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | １月につき７３単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき１４７単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| (ｲ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | １月につき５３単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき１０７単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| (ｳ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | １月につき２８単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき５７単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| (ｴ) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） | １月につき２５単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき５１単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| (ｵ) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） | １月につき２２単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２（週１回程度の利用） |
| １月につき４５単位 | 要支援２（週２回程度の利用） |
| (2) ３時間以上５時間未満連続して介護予防通所サービスを提供する場合 | | | |
| ア　介護予防通所サービス費２ | | ２３２単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |
| (3) ２時間以上３時間未満連続して介護予防通所サービスを提供 | | | |
| ア　介護予防通所サービス費３ | | １８５単位 | 事業対象者、要支援１、要支援２ |

　備考

　　１　(1) アについて入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合、１回につき５０単位を所定単位数に加算する。

　　２　(1) ア及びイ、(2) ア及びイ並びに(3) ア及びイについて、利用者の数が利用定員を超える場合については、所定単位数に１００分の７０を乗じる。

　　３　(1) ア及びイ、(2) ア及びイ並びに(3) ア及びイについて、介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に１００分の７０を乗じる。

　　４　事業所と同一建物に居住する又は同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合は、１日につき９４単位を減算する。

　　５　利用者に対して、その居宅と介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算する

　　６　この表の(1) イからケは省令第１４０条の６３の６第１号イに規定する旧介護予防通所介護の規定の例に定める基準を満たす場合のみ算定できるものとし、その基準は、指定介護予防サービスの費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）の注釈に記載されている基準によるものとする。